

会 議 名	令和5年度第1回 板橋区障がい福祉計画等策定委員会
開 催 日 時	令和5年4月28日（金）午前10時00分から午前12時00分まで
開 催 場 所	板橋区立グリーンホール 2階ホール
出 席 者	23人 〔委員〕丸山晃、藤井亜紀子、渡辺理津子、鈴木正子、宮副和歩、越智大輔、熊懐敬、桑原仁美、佐々木章吾、松村美穂子、宮川裕三子、土岐祥子、平木孝典 〔区側出席者〕坂本区長 〔事務局〕福祉部長、障がい政策課長、障がいサービス課長、志村福祉事務所長、障がい政策課管理係長、障がい政策課自立支援係長、障がい政策課ユニバーサルデザイン推進係長、障がい政策課障がい者活躍推進係長、障がいサービス課地域生活支援係長
会議の公開(傍聴)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開（傍聴できる） <input type="checkbox"/> 部分公開（部分傍聴できる） <input type="checkbox"/> 非公開（傍聴できない）
傍 聴 者 数	6人
議 題	1 板橋区障がい福祉計画等策定委員会 委嘱状伝達式 （1）委嘱状伝達 （2）区長あいさつ 2 第1回 板橋区障がい福祉計画等策定委員会 （1）委員紹介等 （2）委員長選出 （3）報告事項 障がい者実態調査の結果について （4）協議事項 策定方針案について 3 その他 4 閉会
配 布 資 料	資料1 障がい者実態調査報告書（概要版） 資料2 板橋区障がい者計画2029・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）策定方針案 参考1 委員名簿 参考2 座席表 参考3 板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱
所 管 課	福祉部 障がい政策課 管理係（電話3579-2361）

発言者	発言内容
1 板橋区障がい福祉計画等策定委員会 委嘱状伝達式	
(1) 委嘱状伝達	
小田障がい政策課長	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻を少し過ぎましたが、ただいまから、板橋区障がい福祉計画等策定委員会委員委嘱状伝達式および第1回障がい福祉計画等策定委員会を始めさせていただきます。</p> <p>なお、委員長が選任されるまでは、板橋区障がい政策課長の私、小田が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の策定委員会は、2名の方の欠席連絡を受けていますが、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、有効に成立しております。</p> <p>なお、本委員会は資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただきます。</p> <p>はじめに、板橋区長・坂本健から、各委員の皆様へ委嘱状をお渡しいたします。委員の皆様におかれましては、自席にてお待ちください。</p> <p><区長が各委員の席を回り、委嘱状を授与></p>
(2) 区長あいさつ	
小田障がい政策課長	<p>それでは、坂本区長からごあいさつを申し上げます。</p>
坂本区長	<p>皆様、おはようございます。今日は朝早くからお越しいただきまして、大変お忙しい中、板橋区障がい福祉計画等策定委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。先般は、委員にご就任を快諾いただきまして、心より御礼申し上げます。</p> <p>さて、板橋区においては、令和2年度に「板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)」を策定いたしまして、基本理念であります「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けて取り組んでいるところでございます。</p> <p>我が国の障がい福祉に関する状況は、徐々に前進をしております。それについては、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されまして、また、東京都においては「東京都手話言語条例」が施行されるなどの法整備が進められております。本区においては、今年度から小中学校と「あいキッズ」におきまして、医療的ケア児の受入体制を整えまして、一部の障がいではありますけ</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>れども、一昨年の区立保育園に続き、円滑で切れ目のない支援の実現に向けた取り組みを進めております。</p> <p>また、本区においては昨年「SDGs 未来都市」として認定されまして、誰ひとり取り残さないというSDGsの基本理念の下に、新しい技術や価値を採り入れながら、未来へ継承し続けるまちの実現に向けた取り組みを展開しております。</p> <p>本日、ご出席の皆様におかれましては、皆様の専門的な知見や地域活動でお気づきの点のほかに、利用者や行政関係者としてのお立場などから、忌憚のないご意見やご助言を賜りますようお願い申し上げます。1年間という短い任期となりますが、重ねて何卒よろしくようお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、開会にあたりましての御礼にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>委員の皆様、大変恐縮ではございますが、坂本区長は次の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。</p> <p><区長退室></p>
2 第1回 板橋区障がい福祉計画等策定委員会	
(1) 委員紹介等	
小田障がい政策課長	<p>それでは、令和5年度 第1回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を開会させていただきます。</p> <p>初めに資料の確認をいたします。</p> <p>資料1「障がい者実態調査報告書（概要版）」、資料2「板橋区障がい者計画 2029・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）策定方針案」、参考資料としまして、「1 委員名簿」、「2 座席表」、「3 板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱」、以上のものが資料でございます。もし足りないものがあれば、事務局の方にお声がけいただければと思います。</p> <p>それでは、改めまして、委員に就任いただきました皆様を、「参考資料の「1 委員名簿」によりまして、ご紹介させていただきます。</p> <p>座ったままで結構ですので、お名前をお呼びしましたら、ひと言ご挨拶をお願い申し上げます。</p> <p>丸山晃様。</p>
丸山委員	<p>丸山でございます。立教大学コミュニティ福祉学部で社会福祉士等の養成等を行っております。また、幾つかの自治体で障がい福祉計画や障がい者計画等の策定に携わっており、自立支援協議会などにも携わっております。</p> <p>また、社会福祉士の基礎資格を持っていて、東京都社会福祉士会と</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>いうところで理事をしております。もともと板橋区で障がい福祉の仕事をしていたのですが、こういう形で皆さんと一緒に新しい計画を作るということで、これからどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。 続きまして、齋藤英治様は本日所用により欠席となります。 続きまして、藤井亜紀子様、よろしくお願い申し上げます。</p>
藤井委員	<p>皆様、おはようございます。板橋区肢体不自由児者父母の会の会長を務めております藤井と申します。当会は板橋区内に在住して、主に身体障がい、車椅子のお子様をお持ちのご家族で会は成り立っていて、現在 100 名近くの方が所属されております。会としましても、さまざまな区の方の会議等参加させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございました。 続きまして、渡辺理津子様、お願いします。</p>
渡辺委員	<p>板橋区手をつなぐ親の会の会長を務めております、渡辺と申します。板橋区手をつなぐ親の会は、主に知的障がい、あとは発達障がいの方の保護者、支援者の会です。当会の会員は 350 名ほどおります。前回の策定委員会に引き続き、また今年度もよろしくお願い致します。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。 続きまして、鈴木正子様、お願いします。</p>
鈴木委員	<p>皆様、おはようございます。板橋区発達障害児者親の会、代表の鈴木です。前回の 3 年前もこの策定委員会の委員でした。この策定委員会は、私たちが重要なこの計画に参加する大事な機会だと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。 続きまして、宮副和歩様、よろしくお願い致します。</p>
宮副委員	<p>皆様、おはようございます。板橋区医療的ケア見親の会の代表をしております宮副和歩と申します。医療的ケア児は、新しい存在として、2015、16 年あたりからようやく光があたってきた存在ではありますが、なかなかサービスにつながってこない、狭間の子どもたちであるということで、板橋区の方でも 2017 年に本会を発足させていただきました。</p> <p>今は昨年立ち上がりました、全国医療的ケアラインというネットワークができておりまして、そちらも私の方で代表をさせていただいております。</p> <p>なかなか掴みづらい存在ではありますが、各障がいの有無に関わらず、医療的ケアが必要となっている子どもたち、若しくは成人の方々というのは、本当に数が増えてきているというところがありますの</p>

発言者	発言内容
	<p>で、いろいろな障がいの皆様とも手を携えながら、どういった方向性が良いのかということを議論させていただき、このような場に参加させていただくことをとても光栄に思っております。</p> <p>私の子ども、次男ですが重症心身障がい児、寝たきりで人工呼吸器を使っている子どもです。そういった経験からも発言させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、越智大輔様、よろしくお願いいたします。</p>
越智委員	<p>おはようございます。板橋区聴覚障害者協会副理事長の越智と申します。私たちの場合は、板橋区だけではなくて、東京都の福祉のまちづくりの委員会の委員も兼ねております。政策にも関わっております。その立場から意見を申し上げたいと思っております。</p> <p>また、地域の情報を把握して、都の方にも持っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、熊懐敬様、よろしくお願いいたします。</p>
熊懐委員	<p>板橋区視覚障害者福祉協会の役員をしております熊懐敬と申します。全盲でございます。それから、私はそのほかに、NPO法人ターゲットというところで、視覚障がい者の就労支援の相談などを受けることも行っております。よろしくお願いいたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、下野勤世様、本日ご都合により欠席となります。</p> <p>続きまして、糸原仁美様、よろしくお願いいたします。</p>
糸原委員	<p>民生委員をしております糸原仁美と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>民生委員は6年を終えまして、今、7年目に入ったのですが、障がい福祉の方は初めてなので、これを機会に皆さんにいろいろ教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、佐々木章吾様、よろしくお願いいたします。</p>
佐々木委員	<p>おはようございます。板橋区障がい者就労支援センターの佐々木と申します。板橋区内在住の障がいをお持ちの方で、会社で働いている方、あるいは働きたいと思っている方、現在登録の方という言い方をしますが、1,000名の方が私どもに登録して、そのうち約700名ぐらいの方がお仕事をしています。残り300名は今、仕事を探していると、そういった状況の中で職業定着の支援とか、最近多くなっているのは生活面の支援とか、そういったことを職員とともにしております。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。</p>

発言者	発言内容
	続きまして、松村美穂子様、よろしく願いいたします。
松村委員	皆様、おはようございます。社会福祉法人JHC板橋会 指定相談事業所スペースピアの松村と申します。よろしく願いいたします。私どもの団体は、区内に数か所、生活支援、就労支援などの施設を運営しております。主に精神に障がいをお持ちの方の支援をしております団体です。今年40年になります。私自身は計画相談と、あとは精神科に長期入院されている方の地域移行、退院支援を主に行っております。法人全体で包括的にサポートできる仕組みなどを日々、法人として取り組んでおりますが、このような会で皆様のいろいろなご意見をいただきながら、板橋区の福祉の質を皆様と上げていけたら良いと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
小田障がい政策課長	ありがとうございます。 続きまして、宮川裕三子様、よろしく願いいたします。
宮川委員	おはようございます。私は都立志村学園から参りました宮川と申します。肢体不自由教育部門の副校長をしております。昨年度までは、練馬区の大泉特別支援学校で2年間副校長をしておりました。本校は、知的障がいのあるお子様の就業技術科と先ほどの宮副さんもいらっしゃいますが、肢体不自由教育部門がでございます。合計で350名弱の生徒がいます。また、板橋区のこと、福祉のこと、学んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
小田障がい政策課長	ありがとうございます。 続きまして、土岐祥子様、よろしく願いいたします。
土岐委員	公益財団法人東京YWCAキッズガーデン施設長をしております土岐と申します。区内の児童発達支援センターは3つありますが、2つ目のセンターとなります。私も前回の策定委員会に関わらせていただきましたが、障がいのあるお子さんに関わるいろいろな事業所がたくさん増えてきており、児童発達支援事業所の連絡会、放課後等デイサービス連絡会、また相談支援事業所の児童部門の連絡会ですとか、自立支援協議会の障がい児と相談支援の部会にも出させていただいて、障がいのあるお子さんへの支援を、利用者目線を大事にしながら皆さんと考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。
小田障がい政策課長	ありがとうございます。 続きまして、平木孝典様、よろしく願いいたします。
平木委員	おはようございます。平木と申します。一般区民からの公募委員でございます。よろしく願いいたします。

発 言 者	発 言 内 容
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほども申し上げましたように、齋藤委員、下野委員は、本日は所用によりご欠席ということですので、このメンバーで委員会を行っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、事務局の紹介をいたします。</p> <p>福祉部長の久保田義幸でございます。</p>
久保田福祉部長	福祉部長、久保田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
小田障がい政策課長	障がいサービス課長の家田彩子でございます。
家田障がいサービス課長	家田です。よろしくお願いいたします。
小田障がい政策課長	志村福祉事務所長の久保田智恵子でございます。
久保田志村福祉事務所長	いつもありがとうございます。志村福祉事務所長の久保田と申します。よろしくお願いいたします。
小田障がい政策課長	また本日、計画策定の支援委託事業者の方も同席していますので、お知らせいたします。
支援委託事業者	株式会社サーベイリサーチセンターと申します。よろしくお願いいたします。
小田障がい政策課長	<p>次に、本委員会についてご説明いたします。</p> <p>参考3の「板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱」をご覧ください。本委員会は、同要綱の第1条に基づき設置されています。具体的な所管事項といたしましては、同要綱の第2条に列記しております通り、区の障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」に関する事項や、サービスの必要量の見込み、その提供体制の確保を図る「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」に関する事項などがございます。</p> <p>本委員会では、このような事項について、ご審議をいただく予定ですので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
(2) 委員長選出	
小田障がい政策課長	<p>次に、次第の(2)「委員長選出」に移らせていただきます。</p> <p>参考3の「板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱」第4条第2項の規定によりまして、委員長は委員の互選によるものとされております。どなたか、委員長のご推薦をいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>
藤井委員	すみません、丸山委員にお願いしてはいかがでしょうか。大学で福祉に関する指導をしていらっしゃるのと、ほかの市区でも障がい福

発言者	発言内容
	<p>祉計画の策定にも携わっていらっしゃいますので、会の運営に関して的確な進行でまとめていただけたらと思います。</p>
<p>小田障がい政策課長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま、丸山委員へのご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p><異議なし></p> <p>よろしいでしょうか。それでは、丸山委員を委員長に決定させていただきます。</p> <p>丸山委員には、会長席にお移りいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p><委員長席移動、着席></p> <p>早速ではございますが、丸山委員長にごあいさつをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>丸山委員長</p>	<p>着座のまま失礼いたします。ただいま指名をいただきまして、委員長となりました丸山晃です。3年間の計画がちょうど終わるということで、お手元にある板橋区障がい者計画2023、概要版の1ページの「計画の期間」というところにもありますが、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、それから障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、これら3つをこの場で皆様と検討していくというのは、非常に重要な会議体だと思っています。この3年間に、新型コロナウイルス感染症でさまざまな活動制限が行われたり、働く人たちの就労状況が変化したりしてきました。併せて、障害者総合支援法が改正され、医療的ケア児の支援法が制定されるなど、さまざまな政策の変更があります。それに合わせて、この板橋区で障がいのある子どもからお年寄りまで、どのような区民としての生活ができるような体制が作れるのか、福祉サービス、それ以外の分野で皆様と検討していくこの会議の委員長ということで、とても重責を感じています。皆さんから、それぞれの障がい別、また事業種別から専門的なご意見をいただいて、この場でまとめていければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>小田障がい政策課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、副委員長ですが、先ほどの要綱第4条第2項におきまして、委員長が指名することとなっております。</p> <p>丸山委員長、どなたをご指名いたしますか。</p>
<p>丸山委員長</p>	<p>本日は所用のため欠席されていますが、板橋区医師会会長の齋藤委員に副委員長をお願いしたいと思っています。</p>
<p>小田障がい政策課長</p>	<p>委員長から、副委員長に齋藤委員をご指名いただきました。従いまして、この委員会は、丸山委員長、齋藤副委員長で運営していくこと</p>

発言者	発言内容
	<p>となりましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、齋藤副委員長には、もし指名があった際には受諾されることについては、予め了解を得ています。本日につきましては、事務局でフォローして進めていきますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>それでは、板橋区障がい福祉計画等策定委員会の体制が整いましたので、これからの委員会の議事進行を、丸山委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
丸山委員長	<p>初めに本日の会議の傍聴について、事務局から本日の状況についてご説明をお願いいたします。</p>
小田障がい政策課長	<p>本日は、6名の傍聴者の方がいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、議事録作成のため、審議の内容を録音いたしますので、そちらについてもご了承のほど、よろしくお願いいたします。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議に入る前に、皆様にお願いがあのですが、手話通訳の方がいらっしゃいます。話すスピードが速いと通訳が大変になって、話の内容がすべて正しく伝わらないことになりますので、できる限り、ゆっくりと、分かりやすい言葉でお話をいただきたいと思います。</p> <p>それから、お話をされる前には、お名前を名乗っていただきますと、議事録を作る際に助かりますので、この2点、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
(3) 報告事項	
障がい者実態調査の結果について	
丸山委員長	<p>それでは、審議の内容に入っていきたいと思います。</p> <p>次第の(3)報告事項、障がい者実態調査の結果について、事務局からご説明をお願いします。</p>
小田障がい政策課長	<p>板橋区障がい政策課長の小田と申します。改めてよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、資料1「障がい者実態調査報告書(概要版)」をご覧くださいと思います。こちらは、昨年度実施いたしました実態調査結果の概要版となります。ただ、概要版と申しましても、かなり量がございますので、更にA3のサイズ1枚にまとめたものがございます。こちらをご覧くださいいただければと思います。</p> <p>回答率は、右上に記載しております。障がい者の方が43%、一般区民の方が33.8%となっております。合計で前回の調査を若干上回る結果となっております。今回、Web回答を導入したので、少し増えたのではないかと考えております。</p>

発言者	発言内容
	<p>この調査結果の左側が18歳以上の障がい者の方の回答、右側が18歳未満の障がい児の方の回答となります。また、一般区民の方にも調査も実施しておりますので、一番下に概要を記載しております。</p> <p>まず、左側、障がい者の方の回答結果になりますが、一番左上の円グラフは、日中の過ごし方です。障がい者の方の約35%の方が「自宅にいる」と回答しています。続いて、「働いている」、「福祉施設・作業所などに通所している」となっております。</p> <p>その下の2番目のグラフです。上の円グラフの太い赤線で囲われている、働いている方や作業所に通所している方の、仕事上での困りごとの内訳となっております。「特に困りごとはない」という回答が多いですけれども、「給与・工賃が少ない」ですとか、「職場の人間関係」、「通勤が大変」、「障がいに対する職場の理解不足」という形で回答の多いものになっています。</p> <p>続いてその下の3番目のグラフです。こちらは災害時の困りごとの主な内容となっております。多い順でいきますと、「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備や環境への不安」、「迅速に避難できない」といったものが上位を占めています。</p> <p>続いて、右側になります。こちらは障がい児の方の回答結果となっております。一番上のグラフ、日中の過ごし方ということで、小・中・高の特別支援学級・特別支援学校に行っている方の割合が5割を超えています。このほか、小・中・高の通常の学級、幼稚園・保育園、小・中・高の特別支援教室・きこえとことばの教室利用という順になっています。</p> <p>その下の2段目のグラフは、上のグラフの太い赤線で囲われている方の、園や学校生活での困りごとになります。「特に困りごとはない」という回答がやはり多いのですが、「先生の理解や配慮が足りない」ですとか、「障がいに対する理解や配慮が引き継がれない」、「通うのが大変」、「まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい」といったものが回答の上位に上がってきています。</p> <p>その下、3段目のグラフは、災害時の困りごとになります。障がい者の回答とは傾向が少し異なり、「迅速に避難できない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「避難場所の設備や環境への不安」、「救助を求めることができない」、「情報が入手できない」というのが多い回答となっております。</p> <p>その下の、一般区民の回答結果ですが、ボランティア活動への関心度については、関心がある方とない方がそれぞれ約5割弱、それから障がい者差別を見聞きした経験「あり」と回答した方は約5割で、そのうち1割弱が「よくある」と回答しております。共生社会実現のた</p>

発言者	発言内容
	<p>めに特に注力すべきことは、「学校での障がいに関する教育や情報の提供」、「通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進」といった子どもたちの教育のほか、「障がい者の一般企業への就労の促進」といった回答が高くなっております。</p> <p>今回お配りした概要版のほかに、全体版も作っております。全体版については、区のホームページにも掲載しておりますので、よろしければご覧いただけますと幸いです。</p> <p>今後、この実態調査の結果で浮き彫りになった課題を抽出しまして、新たに策定する計画に反映していくという形になります。</p> <p>報告事項の1点目は以上となります。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の障がい者実態調査の結果の報告について、何かご意見、ご質問のある方がいらっしゃいましたら、お手を挙げてください。こちらから指名をいたしますので、お名前を言っていたら、ご質問等をしていただければと思います。いかがでしょうか。</p> <p>はい、熊懐委員どうぞ。</p>
熊懐委員	<p>事前にお送りいただいているのに、あまり詳しく確認できていなくて申し訳ないのですが、対象者の障がい区分というのが、例えば身体障がい者の場合に、視覚障がい者とか聴覚障がい者とか、そのようなことまで分かるようになっていっているのでしょうか。教えていただきたいと思います。</p>
小田障がい政策課長	<p>対象者の内訳としましては、身体障がい者が医療的ケア児を含んで2,250件、知的障がい児・者の方に1,050件、精神障がい児・者の方に800件、難病の患者の方に700件、発達障がい者支援センター（あいポート）のご利用者の方に100件、児童発達支援事業所利用者の方に100件、それと一般区民の方に1,000件ということで、合計で6,000件の方にこちらの調査を送らせていただいております。回答の全体としては、41.4%の方からご回答いただいております。聴覚障がいであったり、視覚障がいであったりという内訳もそれぞれに把握してございます。</p>
熊懐委員	<p>分かりました。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにご質問等はございますでしょうか。</p> <p>土岐委員、お願いします。</p>
土岐委員	<p>全体版を見ていないので分からないのですが、年齢でクロスするなどといったことを集計上ではしているのでしょうか。特に困っていることはないという数字が一見多いように見えるのですが、どういう内容の方たちが、そこにあるのかというところで、詳しく見ていく必要</p>

発言者	発言内容
	<p>があると思いました。</p> <p>それともう1つ、前回の計画策定のときに行われた調査では、障がいのあるお子さんというときに、手帳のある人しか対象になっていなかったものを、今回の調査では手帳を持つ前の方、手帳のない方たちもこの対象に加えてくださったことはありがたく思っています。以上です。</p>
小田障がい政策課長	<p>年齢でも把握はしておりますので、それでクロス集計は出せるようになってございます。今回の概要版のところでは、年齢という形では出ていないのですが、障がいの、先ほど言っていた種別ごとにどのような回答が出たかというのが今回の概要版の方には載せさせていただいているという形になります。</p>
丸山委員長	鈴木委員、お願いします。
鈴木委員	<p>今、前回までは手帳を持っている人が対象で、今回は発達障がい者支援センター利用者などの手帳を持っていない人にまで広げたというようなご説明の理解で良いのかどうかということです。この結果の概要版を見ると、(日中)「自宅にすることが多い」という人が35.0%いるのですが、これは引きこもっている人なのですか。これは前回と比較して、何か違いがありますか。手帳を持っていない人にまで広げた、もちろんここにこの発達障がい者支援センターなどにつながっていない人もたくさんいると思うのですけれども、その関係など、特に「自宅にすることが多い」という人が35.0%と、今、概要版で改めて確認して驚きました。この辺について事務局の方でお願いします。</p>
小田障がい政策課長	<p>今回、発達障がい者支援センターなどにも調査を上げさせていただいたのは、こちらとしてもいろいろな状態にある方の意見も採り入れられるようにということで、入れさせていただいております。「自宅にすることが多い」という方は、引きこもっているかどうかというところではなく、主に日中どこにいらっしゃるかどうかというところ、ご本人が感じているところで自宅にすることが多いのか、外に出て過ごしているところ、働いていたりとか、そういったところも含めたものですので、アンケートの結果として、「自宅にすることが多い」となっております。そういった形ですので、前回との比率に関してはこれからそういったところも含めて、どういう差が出ているのかを分析して、今後の計画策定にもつなげていきたいと思っております。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>いかがでしょうか、ほかにご質問はございますでしょうか。</p> <p>はい、宮副委員。</p>
宮副委員	<p>医療的ケア児のことについて確認させていただきたいと思います。</p> <p>アンケートの対象者の中で、医療的ケア児は身体障がい者の中を含む</p>

発言者	発言内容
	<p>とされていますけれども、これについては、手帳の有無との関連を教えてくださいたいということです。なぜかと言いますと、医療的ケアがあることで、児童発達支援事業所にも通えないというお子さんが結構いらっしゃるものですから、学校に行っているということであればこのままで良いのですが、特に未就学児の部分について気になっております。未就学の場合には、手帳がまだ持っていないという方もいらっしゃると思いますし、障がいの程度がそのレベルではない方もいらっしゃると思いますので、今回の調査に関して、どのような捉え方をされているか確認させてください。</p>
<p>小田障がい政策課長</p>	<p>今回の調査では、基本的には手帳を持っていらっしゃる方での調査となっておりますので、そういったところにはなりません。それと概要版の5ページのところで、「障がい手帳の種別」に、手帳を持っている率とかの回答もありますので、こうしたところも考えながら、今後、計画策定に活かせるよう分析をしていきたいと思っております。原則としては手帳を持っている方に調査をしていったという形になります。</p>
<p>家田障がいサービス 課長</p>	<p>医療的ケアの方に関しては、先ほど宮副委員とも少しお話をさせていただきましたけれども、今、区としては、医療的ケアを受けている方に関して、その健康福祉センターなどで保健師さんと直接つながるといことをしているの、それをデータ的に集めて把握することが非常に難しい状況で、それを今後考えていかななくてはいけないというように、課題としては認識しているのですが、現時点では、それが医療的ケアの方に直接アプローチということが非常に難しいので、この調査のときには、身体障がい、要は手帳が該当する方の中で、医療的ケアがある方については、確認を取るようにしてこの中に入れさせていただいているということがまず1つ。</p> <p>それから、皆様の方から先ほどからいただいているご質問、その概要版ですと、障がい者の方がどんな生活をされているのかということで、大きく分けてしまっているの、例えば家にこもっているとか、通っているとかといったように大きくまとめられてしまっています。ですので、皆様も非常に不安をお持ちになってしまうと思うのですが、それは各障がい別にきちんとデータとしては取れていますし、皆様も十分ご存知のように、知的障がいの方は比較的作業所であったり、何かしら就労のところとか、通う福祉園があったりということで、そういう意味では細かく見ていけば、日中自宅にいるという方も非常に少ないです。また、逆に発達障がいの方で引きこもりというところが、関連があつて関心を持っていただいている部分もあると思っておりますが、それ以外の障がいの方でも自宅にいる身体が非常に重い方で、という方がいらっしゃる場合もありますし、そうしたいろいろなそれぞれ</p>

発言者	発言内容
	<p>れの障がいの方の細かい事情を入れた概要版のデータの出し方にはなっておりませんが、実態としてはきちんとそれぞれの障がいごとに把握できるようになってはおります。そこは補足させていただきます。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。まだ統計を取って、単純な集計の段階ということで、障がい別、年齢別などの分析はこれから行うものと思います。おそらくそれが出てきても、全体的な動向しか分からないので、個別のニーズはここからでは読み取れませんし、先ほどの手帳を持っていない方の場合、精神の方もおそらく手帳を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるって、そういう部分はむしろこの場でぜひそれぞれの関係の方からご意見等をいただいて、補足して、個別のニーズがきちんと明らかになって、反映されるようになればと思っています。まずは、これは概要という捉え方で良いかと思っています。ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>はい、渡辺委員。</p>
渡辺委員	<p>概要版の「仕事上での困りごと」(28 ページ) というところで「特に困っていることはない」が非常に多く、38.1%となっているのですが、前回の調査との増減はどれくらいあるのか。例えば質問の仕方こちらの回答のところを見ますと、回答者がご本人という割合がとても多いのですが、知的、発達、精神の方など、質問の仕方によって、とても自分が困っているのに、困っていないと答えてしまう方がとても多いと思っています。この38.1%の割合とか、その質問の仕方によりけりだとは思いますが、今のサービス課長のご説明だと、そういったことが出ているのかどうかということと、前回の調査のときから増えているのか減っているのか、それだけ教えていただきたいと思います。お願いします。</p>
小田障がい政策課長	<p>前回の「仕事上での困りごと」で、「特に困っていることはない」というところは、身体障がいですと、今回は42.6ポイントで、前は40.4ポイント、知的障がいだと今回は33.6ポイントで、前は33.0ポイントということで、大きな差はないという形ではございます。</p> <p>また、おっしゃられていたように、質問の仕方とか、そういったところではあるのですが、質問としては、「仕事をする上で困っていることは何ですか」ということで、〇はいくつでもという形でお聞かせいただいており、質問の仕方も前回と大きく変えてはおりません。今後もこういった調査をするときには、そうした質問の仕方についても、またいろいろご意見を伺いながら、どのように進めていった方が良いのかというのは、いろいろ研究していきたいと思っています。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。</p>

発言者	発言内容
	それでは、藤井委員。
藤井委員	<p>今回は全体像ということで、アンケート調査云々で、特に当会に関してなのですが、一番起こり得ることとして、肢体不自由というのはかなり幅が広いのです。全体の調査のサービス量を量るときには、区分認定の調査が非常に大事だと思うのです。その区分認定6の中でも、当会では片麻痺で歩ける子、重度の子同じ区分の子です。でも、同じサービス量。差がかなり出てくるのです。ですので、できれば手帳を基にするのはもちろんなのですが、そこも少し掘り下げて、本来サービス区分認定から起こり得てくるものだと思うので、ぜひそのところもしっかり見ていただけたら良いかと思います。</p>
家田障がいサービス課長	<p>ありがとうございます。おっしゃっていただいた通り、障がいについては障がいの種別も、肢体不自由ももちろんですし、視覚障がい、聴覚障がい、そして発達障がいとさまざまございます。そして、手帳の等級だけではなくて、障がい支援区分によってもまったく異なってくるので、そういう意味では、こちらのアンケート、統計の結果というのは、先ほど委員長もおっしゃっていただいたように、あくまでもこうした前年比較とか、数字の大きな動向を見るものであります。あとは、ここにご出席いただいた委員の皆様からの詳細な情報をいただきながら、障がい種別個々のご事情であったり、いろいろな方の生活状況を想像しながら、我々は計画を作っていくものだと思っておりますので、皆様よろしく願いいたします。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。 はい、越智委員、お願いします。</p>
越智委員	<p>いくつか確認したいことがあります。まず1つは、この調査の時期、3年に一度の調査ということですが、定期的に行っているのか、それとも今回だけなのか、どうなのでしょう。その時期を教えてください。</p> <p>もう1つが、3ページに障がいの内訳が書いてあるのですが、見方がよく分からないのです。例えば、内訳の中で、身体障がいのある人の中に聴覚障がいが12.9%という数字が入っています。これは聴覚障がい者と受け止めてよろしいですか。そうすると数が少し多いと思うのです。重複の場合は、身体障がいとほかの障がいという見方となっているのかどうか。その辺りもお聞きしたいです。身体障がいとほかの障がいの重複なのかということです。</p>
小田障がい政策課長	<p>調査の時期ですけれども、今回の調査は、令和4年の9月7日から30日の間で調査しておりまして、毎年ではないのですが、こうした計画を策定する前には、調査をしている形になります。前回は3年前に</p>

発言者	発言内容
	<p>調査させていただいています。</p> <p>調査結果の内訳ですけれども、こちらにあるのは聴覚障がいの方全体で6.7%という形で、今回のアンケートにお答えしていただいた方の中での率なので、区の一般的な平均的な割合からすると、違っているかもしれないのですが、今回はご回答いただいた中での割合という形になってくるので、多少変わってきているかと思えます。その全体ではなくて、下の方のところに並んでいる、それぞれの身体障がいとか知的障がいというところに出てきているパーセンテージは、それを重複している方のパーセンテージになっているという形でございます。</p>
越智委員	<p>全体の6.7%というのは分かります。その下の知的とか、発達というところの障がいごとのパーセント、このパーセントは何のパーセントか、発達障がいの中の聴覚障がいを含む方のパーセントですか。</p>
小田障がい政策課長	<p>左に書いてある例えば12.9%のところだと、身体障がいがあると答えた方の中で、聴覚障がいを持っている方が12.9%という回答になっているということでございます。もし詳しい見方がお分かりにならないければ、また後ほど、詳しく説明させていただきます。すみません。</p>
丸山委員長	<p>この3ページの表が見る人にあまりやさしくないのです。事務局のご説明だと、全体の1,751の調査数で、1人が複数答えても良いので、その中で何件それぞれに答えたかだと思うのです。そうだとすれば、下から3番目の高次脳機能障がいは74件で、身体障がいかが108.2%となっているのは、もしかしたら視覚障がいから内部障がいまでのカウントをすべて足しているのではないかということで、統計的に意味が分からないので、この辺りは改めて表を作った方が良いのではないかと思います。</p>
小田障がい政策課長	<p>ありがとうございます。やはり見やすい、分かりやすいものにはしたいと思います。また、この表記についても見直しを含めて、どのようにすれば、より分かりやすくなるかは、考えさせていただければと思います。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。 松村委員、お願いします。</p>
松村委員	<p>すみません、私が理解しきれていない部分があるのかもしれないのですが、24ページの「自宅にすることが多い」という障がい者の回答が35.0%で、この自宅にいる方の生活上の困りごとといったものは、細かくアンケートで採られているのかというところが、まず1点お聞きしたいことです。</p> <p>それと、精神障がいをお持ちの方がアンケートに答えたということは、何か社会とのつながりを求めているのかとか、というところが具</p>

発言者	発言内容
	<p>体的に知ることのできるアンケートであるのかどうかを教えてくださいたいと思っております。</p>
<p>小田障がい政策課長</p>	<p>クロス集計で、「自宅にすることが多い」という人がどのような答えをしていたかというのは、これから分析できますので、そういったところは見ていきたいと思っております。お話いただいたようなことに関しては、アンケートのところで把握できるところと、まだできないところもあるかと思えます。今回もそうなのですが、アンケートで設問数が多くなり過ぎると、回答率が下がってしまうということもありますし、どのようなアンケートの設問にすれば、一番訴えていきたいことがこちらで捉えられるのかというのは、今後も研究していきたいと思っております。そういったところも踏まえながら、今回のアンケートはできる限り、どういった思いで答えていただいたのかを把握できるようには、こちらも努めていきたいと思っております。</p>
<p>丸山委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>どの障がいの方、もしくは手帳をお持ちの方で、日中どのように過ごされているか。働いている、自宅にいる、入所しているといった数が出て、その方々、カテゴリーごとにどのようなことが困っているかということが分かると良い。例えば精神障がい、日中通うところがなくて、困っていることは何か、知的障がいを持っていて、作業所に通っていて、どういうことが困っているかというのが今後の計画作りでは重要だと思います。もう分析はかけているのですか、今後もこれとこれをかけ合わせてくださいというのは言えないのですか。</p>
<p>小田障がい政策課長</p>	<p>大丈夫です。できます。</p>
<p>丸山委員長</p>	<p>この場と言うよりも、この場は時間が限られていますので、例えばこういう人で、こういう状況の分析ができませんかといったものがあれば、別途事務局の方にお伝えいただければ、可能な範囲でぜひ出していただけると、私たちもより実態に近づけると思っています。ということで、現在はまだアンケートで得られた生のデータが、少し整理をされてお手元にあるという状況だと思いますので、次までにぜひそういう分析をかけていただけるようお願いしたいと思います。皆様からも、もしこういう分析をしてほしいという希望がありましたら、会議の後で、事務局の方に個別にお伝えいただければと思います。</p> <p>今日はまだこの後に議題もありますので、この報告事項については、ここで引き取らせていただきたいと思っております。</p>
<p>(4) 協議事項</p>	
<p>策定方針案について</p>	

発言者	発言内容
丸山委員長	<p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>(4) 協議事項、策定方針案について、事務局からご説明をお願いします。</p>
小田障がい政策課長	<p>資料2「板橋区障がい者計画 2029・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）策定方針案」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらはかなりボリュームがありますので、概要のみ、こちらでは説明させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、1ページの「策定の背景」などについてです。こちらは資料の通りですが、障がい福祉に係る国際情勢や国や都の動き、また、板橋区での動きを記載しているものになります。中でも、昨年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されております。こちらの法律は、すべての障がい者が、社会を構成する一員として、必要とする情報を健常者と同じように得られるよう支援し、格差の解消を目指すという内容になってございます。</p> <p>地方公共団体では、地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有するものとした、となっております。手話や字幕、点字の提供のほか、障がい者にも便利なIT機器の利用促進など、情報分野でのバリアフリー化を推進するために、今回策定する計画にも、施策を展開していく必要があるかと思っております。</p> <p>また、改正された障害者総合支援法と精神保健福祉法がこの4月施行されました。障害者総合支援法の改正は、障がい者の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上の推進などが挙げられております。また、精神保健福祉法の絡みで申し上げますと、入院が必要な場合に、本人、または家族の同意が得られないときに、市区町村長の同意の実施ができるように改正されております。</p> <p>東京都での動きとしては、昨年の手話言語条例の施行と、令和7年ですが、東京で聴覚障がい者による国際スポーツ大会である「デフリンピック」が開催されることが決まっております。パラリンピックには、聴覚障がい者の方の競技は含まれていないということでもありますので、そうした方のオリンピックとして位置付けられるような大会となっております。それが令和7年に東京で開催されることになっております。</p> <p>続いて、本区、板橋区の動きにつきましては、「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」とする板橋区基本構想に基づきまして、板橋区の基本計画である「いたばしNo.1実現プラン2025」と、区の保</p>

発言者	発言内容
	<p>健・福祉分野における個別計画である「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」を推進しているところでございます。</p> <p>区における障がい福祉に関する動きは、後ほど「障がい者計画における重点項目の振り返り」のページでもう少しご説明させていただきます。</p> <p>ここ何年か、新型コロナウイルス感染症が流行っていましたが、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」への対応につきましては、新型コロナウイルス感染症が5月8日に5類に引き下げられるということが予定されておりますので、それに伴って、サービス提供や社会参加などが大きく変わってくることが想定されております。国や東京都の動きを踏まえまして、次期計画における事業にも、やはりそういったところも反映させていく必要があると認識しておりますので、国の動向や通知など、そういったものを注視しながら取組を進めて参りたいと考えております。</p> <p>続きまして、少しページが進んで4ページをご覧くださいませでしょうか。「計画の位置付け」というところになります。今回策定する計画は3つございます。その中でも基本計画にあたる「障がい者計画」、実施計画にあたる「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」のこの3つを今回策定する形になります。4ページの図のところにある通り、板橋区地域保健福祉計画というものがございしますが、こちらがこの計画の上位計画となっております。そういった上位計画の方向性を踏まえまして、今回の計画を策定していくものとなります。</p> <p>続きまして、5ページをご覧ください。こちらは国の基本指針について記載させていただいております。この基本指針が本計画策定の根拠となりますので、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定めるための基礎となります。実際、この基本指針なのですが、3月に国から公表される予定でしたが、現在公表が遅れておまして、おそらく5月頃になるのではないかとされておりまして、今回の5ページに記載されている内容は、現在、国でまだ協議している最中のものということではございますが、そこから抜粋したものになります。この抜粋した指針の特徴としては、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域定着のための支援体制の確保、障がい児支援の提供体制の整備などが挙げられております。国の基本指針は、これから正式に公表されましたら、それに沿って記載内容に変更があるかもしれませんが、そちらについてはご了承いただければと思います。</p> <p>続きまして、6ページをご覧くださいませと思います。こちらは「計画の期間」です。今回、新たな計画を策定するにあたりまして、この</p>

発言者	発言内容
	<p>計画期間が、現行計画との一番大きな変更点となるかと思ひます。現在の計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画が、すべて3年と同じ計画期間となっております。今回、新たに策定していただく計画に関しましては、基本計画となる「障がい者計画」の期間を3年から変更したいと思っております。理由としましては、障がい者施設の整備をはじめ、そういったものは障がい福祉サービスの制度設計などを考えると、やはり3年では少し短くて、もう少し長期的な視点が必要ではないかというところなんです。現行の3年ですと、またその計画の検証がなかなか不十分のまま、次期計画の策定に着手しなければならないという状況が、その理由となっております。23区全体で見ますと、10年の区、9年の区、6年の区、そして前回の当区の計画の3年の区、そういったところでバラバラの状態にはなっております。法令の期間の定めがないために、それぞれの区の事情によって、基準を定めているものと思われまふ。現在、次期計画、今回策定していただく計画ですが、6年の計画とこちらではさせていたでています。先ほど申し上げたような区の上位計画などと整合を取っていくため、これが変更となる可能性もございませうので、そちらのところはご了承いただければと思ひます。一方の実施計画である「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」につきましては、今まで通り、3年を区切りとして作らせていただいで、3年ごとにやっていくという形を取らせていただきたいと思ひます。また、こちらは現在国の方でも、この期間も5年や6年に延長することもあるかもしれないということで、検討されてはいるところではありませうが、現在、まだそうしたところもはっきりしておらず、やはり数値の目標でありますので、細かめに見ていく方がいいだろうというところございませう。従って、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」については、今まで通り3年間で計画を策定していくというところを考へてございませう。</p> <p>続きまして、少しページが飛びまして、8ページをご覧ください。8ページから11ページは、障がい者手帳の所持者数などのデータとなつてございませう。8ページのところ、まず一番上は、板橋区の人口ということで、板橋区の人口はこの5年でほぼ横ばいですが、その下の障がい者数を見ていただくと、増加の傾向にあるということが見て取れるかと思ひます。特に、精神障がいの方と知的障がいの方の割合が増えているというところが、こちらからも確認できるかと思ひます。</p> <p>次、10ページの下の方に飛んでいただきたいと思ひます。こちらの方は障がい児の推移を掲載させていたでいてございませう。ここにも記載</p>

発言者	発言内容
	<p>させていただいている通り、手帳を所持していなくても、支援を必要としている子どもや医療的ケア児の把握が現状難しいというところもあって、このようなところで、そういった子どもたちのニーズをどうやって捉えていくか、適切な支援につなげていくということが必要になるということを、こちらに記載させていただいております。</p> <p>続きまして、12 ページから 16 ページまでは、現障がい者計画の重点項目の振り返りと、現障がい福祉計画と障がい児福祉計画の3つの計画の振り返りとなっています。現行計画は、5つの重点項目がありますので、1つずつ大まかに説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、「(1) 相談支援体制の充実」というところです。昨今、「大人の発達障がい」が話題になることも多いのですが、板橋区では令和2年度に設置した「板橋区発達障がい者支援センター あいポート」を拠点として、成人期の発達障がい者に対する支援に取り組んで参りました。また、乳幼児期からの切れ目のない支援につなげるため、乳幼児期の子どもと保護者を支援する事業のほか、障がい者本人の生い立ちから現在に至る成長の記録や支援を書き綴る「サポートファイル」の運用を始めたところでございます。</p> <p>「(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」です。子どものライフステージごとに、成長に応じた切れ目のない支援を提供していくため、現行計画期間である令和3年度から令和4年度の2年間で、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が計16件新たに開設いたしました。医療的ケア児の支援では、昨年度、医療的ケアなどを必要とする子どもの受け入れが可能な放課後等デイサービスが開設したほか、今年度より、新たに区立幼稚園、区立小・中学校、あいキッズにおける受け入れ体制を整備したところでございます。一方で、板橋キャンパスにおける医療的ケア児も受け入れ可能な児童発達支援事業所が開設予定でしたが、皆様すでにご存知のことかと思いますが、新型コロナウイルス感染症や、建築資材の高騰などの影響などもあって、事業自体の見直しを行うこととなっております。今月、国では「こども家庭庁」が設置されまして、障がい児支援などに関する事務が厚生労働省から移管されたということですので、今後の国の動向を注視しながら検討や対応を図って参りたいと思っています。</p> <p>次に「(3) 地域生活支援拠点等の整備」です。「地域生活支援拠点」とは、障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能をもつ場所や体制、そういったものを生活支援拠点等と言います。板橋区では、地域における複数の機関が分担して機能を担っていく「面的整備型」の体制整備に取り組んでおります。こちらにも既存の資源を活用するなどして整備を進めていく予定となっ</p>

発言者	発言内容
	<p>ております。</p> <p>次に「(4) 障がいのある人の就労の拡充」です。障がいのある方が、一般就労へのステップの場として一定期間、区職員として就労する「チャレンジ就労」の雇用期間を拡大したほか、今年度より、私どもの障がい政策課に新設しました「障がい者活躍推進係」において、チャレンジ就労の受け入れ拡大や実習生の受け入れなどを推進して参ります。また、令和6年4月1日より施行される「改正 障害者総合支援法」では、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」という新しいサービスなど、職場定着等の取組が一層強化される予定と聞いております。本区といたしましても、策定委員会にご参加いただいております「ハート・ワーク」様などと連携しながら取り組んで参りたいと思っております。</p> <p>最後ですが、「(5) 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進」でございます。障がい者差別に関する「職員対応要領」に基づいて、板橋区職員向けの「板橋区障がい者差別解消法ハンドブック」というものを作成しまして、区的全職員に対して、研修などを通じて実践に向けた周知に取り組んで参りました。「板橋区障がい者虐待防止センター」における受付時間外の休日・夜間の時間帯における相談受付も開始し、24時間365日の相談体制へと強化を図ったことのほか、自立支援協議会の権利擁護部会では、関係機関で障がい者虐待に関する事例勉強会を行うなど、そうした取り組みも進めて参りました。重点項目の振り返りとしては、こうした形になります。</p> <p>続きまして、17ページからになるのですが、こちらは先ほど見ていただいた障がい者実態調査アンケートの結果概要を掲載してございます。先ほど1つ目の報告事項で報告させていただいたことの内容になりますので、こちらについての説明は省略させていただきたいと思っております。</p> <p>最後に、21ページをご覧ください。こちら、今回策定する計画の基本理念の案と基本目標の案を記載してございます。基本理念は「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」でございます。基本目標に関しましては「1. 自分らしく生き生きとくらすまち」、「2. 安心して地域で暮らし続けられるまち」、「3. つながり、ともに支え合うまち」の3つでございます。これらは、これまでの計画期間で見えてきた課題と、これからの方向性を照らし合わせて、引き続き、基本理念の実現を目指し、3つの基本目標で取り組みを進めていくためにも、現行計画を踏襲したものとなっております。</p> <p>雑駁ですが、策定方針案の説明は以上となります。</p>

発言者	発言内容
丸山委員長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>ただいまの策定方針案について、何かご意見、ご質問、確認事項がありましたら、お手を挙げていただきたいと思います。</p> <p>それでは、平木委員。</p>
平木委員	<p>全部で5点あります。1点目は、この方針案の2ページの2に、「新たな日常」という文言がありますけれども、「新たな日常」とはどういう日常を指すのでしょうか。その説明と、また、用語集に「新たな日常」という定義と言うか、説明を入れていただければ、より理解しやすいのではないかと思います。それが第1点です。</p> <p>2点目は、5ページの⑤です。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」という箇所がありますけれども、精神障がい「にも」ということは、精神に障がいのある方は、これまで地域包括ケアシステムの対象ではなかったということなののでしょうか。6ページには、すべての人を対象とするという理念が示されているのですが、この箇所とは少し矛盾しているように思えます。いかがでしょうか。</p> <p>3点目は、18ページになります。③の一般区民の回答結果の傾向です。先ほどの調査報告書に関連、重複してしまいますけれども、障がい者の差別を見聞きした経験ありと答えた方は、約50%ということが示されています。この経験というのは、区民が区内において、日常生活において、差別的な状況を見聞きしたのか、それとも、例えば相模原市の無差別殺傷事件とか、八王子市での精神科病院での看護師らによる暴行事件とか、いわゆるテレビやマスコミで報道されたことを見聞きした経験を含めて、この約50%となっているのか。むしろ私は、板橋区内での差別的な状況を知りたいと思っていますけれども、これは一般的な差別状況を知りたいというアンケートなのか、それとも区内での状況なのか、そのどちらなのかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>次は4点目になりますが、18ページの③に「インクルージョン教育」という用語があります。1ページに「インクルーシブ教育」と形容詞の表現がこちらには出てきて、このインクルージョンとインクルーシブが整合性に欠けているように思えるのですが、それはここでは大きな問題ではないので、一旦、置いておきます。「インクルージョン教育」という用語をお使いになるのであれば、区民にあまり馴染みのない用語ではないか。「インクルージョン教育」は、いわゆる共生教育とか包括的教育と、日本語に訳せばそのようになると思いますけれども、あまり馴染みのない用語に思えますので、これも用語集に「インクルージョン教育」とは何かということに掲載された方がよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>

発言者	発言内容
	<p>最後、5点目になりますけれども、21 ページの基本理念に「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」という4つの視点が掲げられています。しかし、2の基本目標には、この基本理念の中の「認め合い」という箇所が抜けているのです。これは3つの基本目標の中のどこかに含まれているのでしょうか。それとも抜けている理由が何かあるのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
小田障がい政策課長	<p>まず、「新たな日常」ですけれども、今回5類に変わっていくこともあって、今、新型コロナウイルス感染症で、行動が制限されていたり、そういったところから大きく変わってくるかと思えます。また、そうした内容について用語集にも入れた方が良いということもありますので、内容については分かりやすいように表記できるよう、そちらについては考えさせていただきたいと思えます。</p> <p>1つ飛ばしまして、差別を見聞きしたことがあるというところですが、質問として「区内で」とは入れていない形になっていますので、一般的にアンケートを受け取った人が、実際にどこかで見たことがあったら、おそらく「ある」と回答されていると思えます。例えば、今後アンケート調査をとるときに、「区内で」とか実情が具体的に分かった方が良いということがあれば、そういった文言もどうするかというのを研究していきたいと思えます。今回に関しては、そうした板橋区内での限定したものではないものとなります。</p> <p>「インクルージョン教育」、「インクルーシブ教育」のところですが、確かになかなか馴染みのない方にとっては、聞きなれない言葉だと思えます。こちらについても用語集に加えていければと思えます。ありがとうございます。</p> <p>最後の基本目標のところですが、基本理念にある「認め合い」のところが、個別に書いてないというところですが、ほかの基本目標、つながるためにも、安心してくらすためにも、自分らしく生活していくために、やはり認め合うことが前提になっていると私どもは思っています。そうしたところで、個別のところの目標の1つには入れていないのですが、全体を通して基本理念で「認め合う」というところを行っていきたいとは思っております。</p>
家田障がいサービス課長	<p>少し戻りまして、地域包括ケアシステム、これは「にも包括」という言い方をされていて、もしかすると、松村委員の方が詳しいかと思えますけれども、精神障がい者の方の支援というところが、入院のところから地域生活にというところを明確に地域包括ケアシステムも、という体制を整えて行っていくというように、厚生労働省がしたときに、国がはっきりと「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>の構築について」と謳っているのです、それを我々の計画の方に、国の言い方をそのまま持ってきているという状況です。</p> <p>松村委員、補足で説明があればお願いしますが、大丈夫ですか。</p>
松村委員	はい。
家田障がいサービス課長	ありがとうございます。
丸山委員長	<p>事務局も言っておられましたけど、いわゆる「にも包括」と言っても、おそらく現場の人と研究者しか分からない言葉かと思います。確かにご指摘の通りで、「インクルージョン教育」、「インクルーシブ教育」も結構まだ混乱状態で、形容詞か名詞かという違いよりも、もともと言葉としてどう使うかというのは、大変重要な問題でもありますので、ここでもいろいろなご意見をいただければと思っています。</p> <p>ちなみに宮川委員、「インクルージョン教育」、「インクルーシブ教育」で何かコメントがありましたらぜひお願いします。</p>
宮川委員	<p>「インクルージョン教育」、「インクルーシブ教育」、共生社会での学校教育というのは、先ほどの実態調査報告であったように、障がいを理解していない教員がいるとか、支える教員がまだ育っていないという状況で、通常の学級に障がいがある児童生徒が通うということになりますと、そういう面が出てくるというのはかなり感じます。従って、教員のそうした障がい児教育のベースアップが実現しないと、共生社会、共生教育というところの実現は、かなりハードルが高くなるのではないかと私自身は思っております。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。ともに生きるためには、まずともに学ぶというのがとても大事だと、国連の障害者権利条約にも書かれていて、先ごろ、国連からも日本政府に意見をいろいろいただいたところで。ただ、宮川先生がおっしゃる通り、単に一緒にいれば良いというものではないので、その辺りの基盤をこの場で皆で検討して、一緒に学べるように、一緒にともに生きるまちになるように、ぜひ検討できればと思っています。そのためには、平木さんがおっしゃったように、まず言葉を皆がきちんと理解する、非常に大事な点だと思いました。ありがとうございます。</p> <p>ほかにこの策定方針案について、それでは鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員	<p>2つほどあります。1つ目は、今おっしゃったような共生社会に関してですが、21 ページからの板橋区の基本理念の中にも、打ち出した方が良いのではないかと思います。「共生社会」というのは、障がい者だから一方的に支援の対象と見るのではなくて、地域社会の一員として積極的に参加・貢献していくことができる社会です。そのためには、個人に必要な支援が提供されるなどが必要とされています。今の特別支援学校の話でもありましたけれども、コミュニケーションの問題</p>

発言者	発言内容
	<p>は、障がい当事者だけでなく社会の側にもあり、社会の側がコミュニケーションを明確にしたり、視覚的支援を使って補うなどの「合理的配慮」の充実のための取組が必要です。そういうところを理念の中に、分かりやすく打ち出していきたいと思います。</p> <p>2つ目は、計画の策定スケジュールに関してです。この委員会が今日4月28日、次が10月、1月ということですが、今いただいた資料の中では、十分に検討できるだけの材料がないと思います。3年前のスケジュールを確認してみたところ、7月17日に第1回の策定委員会があって、そこで骨子案が示されました。骨子案はメールに添付されて送られてきて、委員が意見を出しました。推進本部が8月初めにあり、健康福祉委員会が8月25日だったのですけれども、そこで意見を求めてできた素案、かなり完成形に近いものを10月の策定委員会で話し合いました。今回の計画は、次回は10月ですので、ほとんど素案になった段階で集まるというスケジュールであり、私たちが検討する機会がないと思います。骨子案が出た段階で、この委員会に諮っていただくことが必要と思います。何らかの方法を考えていただきたいです。以上です。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。大事な点が2つあって、1つは、これから今日を含めて3回の会議があるのですが、次回、そしてその次、それかその間と、どういうスケジュールかということ。今日出ている資料はまだ方針なのですが、具体的な計画の骨子という段階はいつぐらいにできるのかということで、それによってまたスケジュールが変わってくるかもしれないということが1点です。</p> <p>もう1点先に出てきた障がいの社会モデルという言い方をしますが、障がいは社会の側にその人の生きづらさを生む原因がある。そのことを理念の中に、言葉なのか、文章の中かは別として、位置付けた方が良くというご意見でした。まず、社会モデルは国連の条約でも、それから日本の国の障がい施策の方針でも打ち出しているの、ぜひ何らかの形で反映できればと私も思いました。</p> <p>それでは、スケジュールについて、少しご説明いただいてもよろしいですか。</p>
小田障がい政策課長	<p>スケジュールですが、今日4月28日に皆様にお集まりいただいて、今、方針案を検討していただいているところです。それでこれから先、予定なのでズレるかもしれないのですが、例年で言いますと、夏頃に骨子案を策定しまして、9月から10月ぐらいで素案を策定、その後に11月ぐらいから12月ぐらいにかけてパブリックコメントで、区民の皆様から意見をいただいて、最後に来年の1月、2月ぐらいで計画を策定というスケジュールになっております。今、おっしゃっていた</p>

発言者	発言内容
	<p>いた通り、今回の予定で前回の策定委員会のときは、この4月の開催のところがなくて、7月のところで方針と骨子を皆様にご確認いただいて、素案という形と最後のところというところで、この委員会に諮らせていただいたと思います。今回、予定としては3回という形で、今回と10月ぐらいと来年年明けの1月ぐらいですが、骨子ができた段階で、皆様にも確認いただけるよう、その方法はどうなるか分からないのですが、そちらについては検討させていただいて、ご意見をいただけるような形で何かしたいとは思っております。またそれについては追ってご連絡させていただきたいと思っております。</p> <p>それともう一つ、共生社会の基本理念のところも大切なところではあるので、委員長がおっしゃられていただいたように、理念の文言になるのか、文章の方になるのかは、また検討していきたいと思っております。そうしたところも踏まえた上での基本理念にしていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。よろしくお願いいたします。</p>
丸山委員長	<p>ほかに何かご意見、ご質問ありますか。 土岐委員、お願いします。</p>
土岐委員	<p>インクルーシブ教育の話が出ましたけれども、幼児期でもすでに「インクルーシブ保育」という言い方で、共生社会を作り出すためのいろいろな取り組みが始まっているところだと思います。早期発見・早期療育というところもありますし、そこも視野に入れて検討していただきたいと思っております。その文言の使い方もそうですし、そして特に幼児期では、教育と保育、幼稚園と保育園、その辺のところを板橋区のいろいろな会議に出ている、縦割りであることが痛感させられる場面がとても多いので、まさにこども家庭庁ができたこともありますので、「インクルーシブ保育」も含めて考えていただきたいと思っておりました。</p> <p>それから12ページのところで、先ほどご報告があった「相談支援体制の充実」のところで、区の方ががんばって作ってくださったサポートファイルですが、そこにさらりと『サポートファイル』の運用を開始しました」と書いてあります。本当に運用が開始されているのだろうか、作った方がいい、そしてホームページにも上がっていますが、その後、どのような形でこれを利用者の下に届けるのかということまで、ぜひ行ってほしいとこれまで再三お願いしています。でも、まだここは「運用を開始しました」と言って良いものなのか、私としては思っているところです。ですので、こういう文言を本当によくよく精査しながら作っていく必要があると改めて思いました。よろしくお願いいたします。</p>

発言者	発言内容
家田障がいサービス 課長	ご意見ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、こども家庭庁の設置も進みましたし、区としてもその障がい児の方に対する療育であったり、支援であったりというのは、新たな取り組みをしていかなければいけないという認識はしています。サポートファイルにつきましても、その障がい児の方に対するご家族も含めてのアプローチというものを、これから課題としてしっかり取り組んで参りますので、もう少し見守っていただければと思います。
丸山委員長	ありがとうございます。 ほかにご意見、ご質問等、はい、それでは先に宮副委員。
宮副委員	家田障がいサービス課長からも少し話がありました家族支援のことです。全体的な計画の中で、やはり本人の自立が何より大事ということもありますので、それと社会との関係という意味で、お互い「支え合う」とか「認め合う」という文言が出てくるのは当然だと思っているのですが、そこに他者との間に、家族という重要な存在があるということは見逃せないと思います。特にそこで必要と思っているのは、きょうだい児の部分です。きょうだい児をどうサポートしていくかというところが、この障がい計画の方になるのか、あるいはもっと広く、こども家庭庁ができたので、そちらの方でのサポートの関係になるのかというところ、そこはまた分かれてしまう、縦割りが残ってしまうのかといったところも含めて、少し解説をいただきたいということ。また、それを障がい者・児計画ではどう扱っていかうとされているかというところを教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。
家田障がいサービス 課長	今、ご指摘いただいたきょうだい児の支援というのも、東京YWCAさんでも今、行っていただいておりますけれども、私もその障がい児の方の支援という中では、家族支援と併せて、大事な事柄と認識しております。それを計画の中にどのように取り組んでいくかというところは、それはまた少しお時間をいただいて、こちらの方で多々検討していきたいと思っております。
丸山委員長	ありがとうございます。おそらくはこちらの障がい者計画の方の範囲になるかと思います。大事な家族支援とともに、家族の中でも年齢をともに歩んでいく兄弟・姉妹というのも一番重要な点でもあるので、ぜひ何らかの形で反映できればと思っています。 それでは、越智委員、どうぞ。
越智委員	まず1ページの総論のところです。東京都の「デフリンピック」と「手話言語条例」を取り上げていただいて大変嬉しく思っています。「デフリンピック」の方はこれで良いと思います。「手話言語条例」の方ですが、言語としての手話というところの説明が少し足りていない

発言者	発言内容
	<p>と思っています。手話は日本語と同じ言語であるという辺り、そこを伝えるように文言を工夫して入れていただきたいと思います。</p> <p>また、全体の部分ですけれども、方向としてはまとまって良いかと思っています。ただ1つ言わせていただくと、東京都として、福祉のまちづくり委員会などで話し合うときによく出るのが、ICTやデジタルなどのこと、2029年までに、その技術の活用方法とか、その政策、例えば電気が止まったら使えないとか、技術的な限界、手話通訳のCG化も進んでおります。表現もまあまあ活用できるかなというところまで進んでいて、読み取りは非常に難しいです。その辺りは課題だと思います。その辺を含めて、ICTとかデジタルなどの新しい技術の活用方法も、注意とかも含めて、その課題を入れたら良いかと思っています。その辺の検討もお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
小田障がい政策課長	<p>まず1つめ、言語としての役割ということ、もう少し分かりやすく表記したいと思います。どうもありがとうございます。ここに手話は言語であるということが、皆さんに分かりやすく表記したいと思います。</p> <p>もう1点のICT、デジタル化というところですが、そちらも大切なことだと思っており、区役所庁内にもITの専門の部門もありますので、そことも含めて協議をして、どのように記載していくかということも含めて検討していきたいと思います。ご意見どうもありがとうございます。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>例えば、佐々木委員、桑原委員にお伺いしたいのが、就労という視点もいろいろ重要な点があるかと思えます。就労支援という視点で何か、この計画ではなくても良いのですが、ご意見とかを伺えればと思っています。よろしく申し上げます。</p>
佐々木委員	<p>先ほどのインクルーシブ、ソーシャル・インクルージョンの話を聞いていました。個人的な思いとしては、その昔、「ノーマライゼーション」という言葉があって、それは本当に言う通りでした。ところがノーマライゼーションをした結果、何が起きたかと言うと、障がいのある人と健常者の間に隔たりが生じた。それがある程度否定された中で、この「ソーシャル・インクルージョン」という言葉が出てきたわけです。そうすると、皆が共有して、ともに生きていきたいと思います。就労のことを考えていったのですが、就労というのは、ある企業なりのところに、障がい者が入っていくわけです。そうすると「ソーシャル・インクルージョン」と言うよりは、元の、一緒になって格</p>

発言者	発言内容
	<p>差が出てしまう「ノーマライゼーション」の方にどうしても戻ってしまう。そうすると、同じ会社の中で働く健常者と障がい者の間で、どうしても分離と言うか、その昔の考え方に戻ってしまうということ、先ほどのインクルージョンの話聞きながら考えていたところ、です。ですので、現場の企業就労などを考えると、皆さんがおっしゃっているように、健常の方々が皆、障がいのある人をよく理解して、格差、隔たりが企業などの中で起こらないような作り方、それが法律とか何とかではなくて、日頃の皆さん方の努力によって障がいのある方が通常の中に、一緒にくらしているのだと、そういったことを思っていたらいいようにできたら良いと。答えになっているか分かりませんが、そのように思いました。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。 桑原さんは民生委員でいらっしゃるの、地域でさまざまな相談などを受けながら、何か障がい福祉について感じられていることがありましたら、ぜひお聞かせください。</p>
桑原委員	<p>私は今まで子育ての方の分野で活動していて、障がいに関しては本当にまったく初めてなのです。本当にまだ数件なのですが、障がいのあるお子さんが、たまたまうちの方の学校に入りたいので認めてくださいといったことを書いたことはあるぐらいで、その程度で申し訳ないことですが、まだ入り口に立った状態です。また、この進めていく間で困ったことがあったら相談させていただきたいと思えます。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。 今、策定方針の話の流れではあるのですが、時間の関係もあるので、全体を通してでも結構です。何かご意見、ご質問等がありましたら、お手を挙げていただければと思います、いかがでしょうか。 土岐さん、どうぞ。</p>
土岐委員	<p>障がいのある人、ない人という考え方もありますが、私たちの児童発達支援センターにはいろいろな障がいの種類の方たちがいらっしゃいます。親御さんが、我が子と違う種類の障がいについての理解が難しいということもあると、障がいのある人同士でも、知らないということがいろいろな障壁を生み出すところだと思います。本当にいろいろな個別性があるものなので、どの人も本当に生きやすくなるということを求めていくということがとても大事だと思えました。 それと、22 ページの基本目標3「つながり、ともに支え合うまち」というところに「障がいのある人・ない人、子ども、高齢者など」と書いてあります。外国人の割合がこれからどんどん人口の中で増えていくと思うのですが、私のところにも、お父さん、お母さんが外国の</p>

発言者	発言内容
	<p>方で、さらにいろいろなハードルが高くなっていくというところでは、そういう方たちのことも視野に入れた住みやすいまちということも考えていけると良いと思いました。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。 熊懐さん、先ほどお手を挙げられていました。今、マイクが行きます。</p>
熊懐委員	<p>私はまだ全体版と言うか、そういう計画の内容を把握できていないのですが、視覚障がい者で就労でいろいろと悩んでいる人の悩みを聞いていると、例えば官公庁で働いている職員で、途中で視力が低下して、いわゆるICTとかいろいろな面で、私たちは画面を読み上げるソフトとかを使って仕事をしたりするのですが、そういうときに、視覚障がい者はどうしたら仕事ができるんだろうかということで、なかなか職場にも分かってもらえないということがよく聞かれます。それで、ぜひ各自治体、立派な「障がい者活躍推進計画」というのも上げておられるのですけれども、ぜひ魂のこもった実りあるものにしていただきたい。そのためには、それがしっかりと実行されているかというところを担保していく仕組みづくりも大事になってくると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございます。 委員長の会の進め方もあまりよろしくないところもあって、時間がちょうど12時になってしまいました。もし追加のご意見等がありましたら、また事務局の方で聴取していただいて、いろいろ次回に向けて反映していただければと思っています。 そういうことで今日の議論、ここで一旦終わらせていただきたいと思えます。</p>
3 その他	
丸山委員長	何か事務局からほかにありましたら、よろしくお願いいたします。
小田障がい政策課長	<p>委員の皆様、長い時間、今日は本当にどうもありがとうございました。 事務連絡をさせていただきます。次回の委員会ですが、一応10月11日(水)の午後2時から、区役所北館の大会議室Bで開催を予定しております。 先ほど少し鈴木委員からお話いただいた骨子のところに関しては、会を設けるのか、そのほかのやり方にするのかは、また検討させていただきますが、皆様のご意見をいただけるようなことを、どういう手段が良いのかも含めて今後検討させていただいて、ご連絡させていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>今回、会議の資料を送付した際に同封いたしました「支払金口座振替依頼書」の提出をまだされていない方、もしいらっしゃいましたら、今日回収させていただきますので、帰りがけに事務局の方までお声掛けいただければと思います。また、駐車券や駐輪券等も必要な方がいらっしゃいましたら、併せて事務局の方にお申し出いただければと思います。</p> <p>それと、今回、皆様にたくさん意見をいただいて、まだ伺いたいところですが、時間がきてしまいましたので、最後に、今回の委員会について追加のご意見等がございましたら、ぜひいただければと思います。5月12日（金）までに、メールで事務局までお寄せいただくか、ほかの手段、お電話とかでも構いませんので、事務局の方にお寄せいただければと思います。</p> <p>今後とも、板橋区の障がい福祉施策の推進に関しまして、私どもも、より尽力して参りますので、委員様のお力添えをいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
丸山委員長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>ちょうどお時間がきてしまいました。先ほどもありましたが、何か追加のご意見がありましたら、事務局の方によろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日はこれにて閉会したいと思います。</p> <p>本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。</p>
4 閉会	